

平成 2 8 年度東京都税制調査会

第 1 回 小委員会

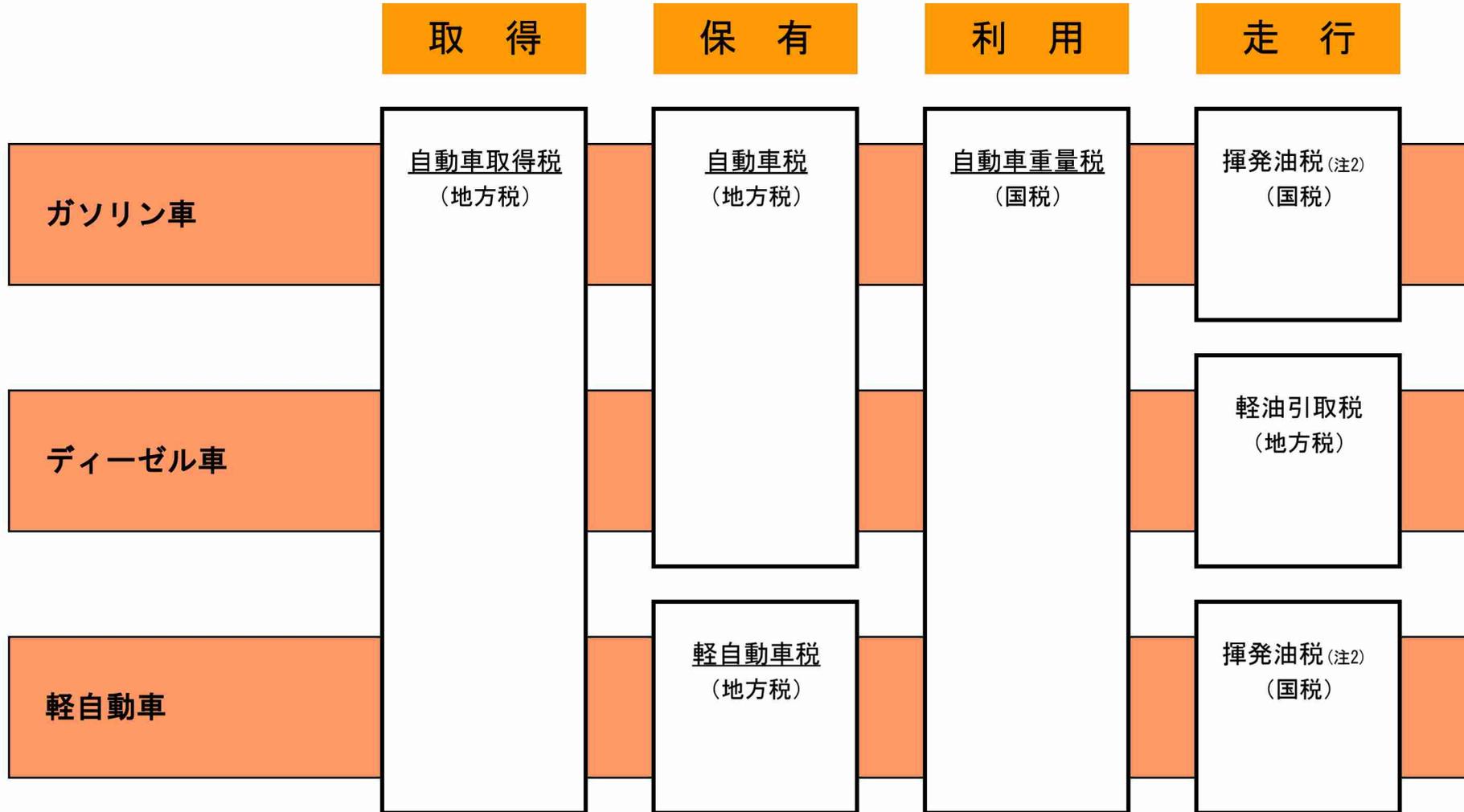
〔車体課税に関する資料〕

平成 2 8 年 6 月 3 日

車体課税に関する資料 目次

資 料 名	頁
自動車関係諸税	1
自動車税の概要	2
自動車取得税の概要	3
軽自動車税の概要	4
自動車重量税の概要	5
旧「道路特定財源」諸税	6
平成28年度与党税制改正大綱（抄） 〈車体課税の見直し〉	7
自動車税・軽自動車税における環境性能割	8
自動車税・軽自動車税における環境性能割の税率等について	9
中古車に係る環境性能割について	10
環境性能課税の税目における位置づけと関連する準備	11
自動車税環境性能割の交付金制度等について	12
全国地方税収入額と自動車関連税収の推移 自動車関連税収のうち東京都区域分のシェア（平成26年度決算額）	13
人口一人当たりの税収額の指数（平成26年度決算額）	14
車体関係税収の推移	15
自家用、営業用の自動車税課税台数（平成26年度）	16
自動車税の営自格差の水準の推移について	17
軽自動車と小型自動車の各種制度上の相違	18
軽自動車と小型自動車の税負担水準	19
新車販売台数の推移と低燃費かつ低排出ガス認定車の推移	20
ガソリン乗用車の平均燃費の推移 新車販売台数に占めるエコカー減税対象台数の割合	21
新車販売台数における平成27年度及び平成32年度燃費基準達成状況	22
次世代自動車の日本市場における普及台数の推移	23
運輸部門におけるCO ₂ 排出量	24
諸外国の車体課税改革の取組	25
諸外国の車体課税におけるCO ₂ 排出基準導入の動き	26
諸外国の車体課税改革に見られる特徴的な制度	27
燃料課税と車体課税の国際比較（年間税負担額）	28

自動車関係諸税



注1 総務省「自動車関係税制のあり方に関する検討会」(平成25年11月6日)資料より抜粋。
注2 地方揮発油税(国税)も併せて課税されている。
注3 下線を付した税目は、車体課税。

自動車税の概要

項目	内容
○ 課税主体	都道府県
○ 納税義務者	自動車の所有者
○ 課税客体	自動車（二輪の小型自動車、軽自動車、大型特殊及び小型特殊自動車を除く）
○ 税率	<p><標準税率> 自動車の種別、排気量等ごとに設定 【例】 自家用乗用車（1,500cc超2,000cc以下） 39,500円</p> <p><制限税率> 標準税率の1.5倍</p> <p><グリーン化による特例税率>（平成13年度創設） 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）</p>
○ 納期	5月中において、都道府県の条例で定める。
○ 税収	1兆5,562億円（平成26年度決算額）
○ 沿革	<p>昭和25年 創設</p> <p>昭和33年 課税客体から軽自動車を除く（軽自動車税の創設）</p> <p>昭和54年 普通乗用車の税率区分の変更（軸距→排気量）</p> <p>※昭和28年以降、11回の税率の改正あり（最終改正：平成元年度）</p>

注 総務省ホームページ「地方税の概要」及び「平成28年版地方財政白書」より作成。

自動車取得税の概要

項目	内容
○ 課税主体	都道府県
○ 納税義務者	自動車の取得者
○ 課税客体	自動車の取得（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車、大型特殊及び小型特殊自動車を除く）
○ 課税標準	自動車の取得価額
○ 税率	自家用自動車（軽自動車除く） 3% 営業用自動車及び軽自動車 2%（当分の間の措置 本則は3%）
○ 免税点	50万円（H30.3.31まで。本則は15万円）
○ 交付金	都道府県に納付された税額の100分の95のうち、10分の7を市町村（特別区含む）に交付 （更に政令指定都市には、国・県道管理分として、政令市特例分が交付されている）
○ 税込	863億円（平成26年度決算額）
○ 沿革	昭和43年 都道府県及び市町村の道路に関する費用に充てるため、目的税として創設（税率3%） 昭和49年 自家用自動車（軽自動車除く）に特例税率（いわゆる暫定税率）を導入（3%→5%） 平成21年 道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改め、用途制限を廃止 平成22年 これまでの10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、5%の税率水準を維持 平成26年 消費税8%引上げに伴う当分の間税率の見直し（自家用5%→3%、営業用及び軽自動車3%→2%）

注 総務省ホームページ「地方税の概要」及び「平成28年版地方財政白書」より作成。

軽自動車税の概要

- 課税主体
主たる定置場所在の市町村
- 課税客体
原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車
- 納税義務者
軽自動車等の所有者(売主が所有権を留保している場合には、買主)
- 税率(以下は標準税率(制限税率は標準税率の1.5倍))

区 分	現行税率	改正後の税率			
		税率※ (平成27年度 より)	税率 (平成28年度 より)		
原動機付自転車	(イ) 総排気量50cc以下のもの 又は 定格出力0.6kw以下のもの (二)に掲げるものを除く。)	1,000円	—	2,000円	
	(ロ) 二輪のもので 総排気量50cc超90cc以下のもの 又は 定格出力0.6kw超0.8kw以下のもの	1,200円	—	2,000円	
	(ハ) 二輪のもので 総排気量90cc超のもの 又は 定格出力0.8kw超のもの	1,600円	—	2,400円	
	(ニ) 三輪以上のもので 総排気量20cc超のもの 又は 定格出力0.25kw超のもの で一定のもの	2,500円	—	3,700円	
軽自動車 (660cc以下) 及び 小型特殊自動車	(イ) 二輪のもの(側車付きのものを含む。) (125cc超250cc以下)	2,400円	—	3,600円	
	(ロ) 三輪のもの	3,100円	3,900円	—	
	(ハ) 四輪以上のもの 乗用のもの	営業用	5,500円	6,900円	—
		自家用	7,200円	10,800円	—
貨物用のもの	営業用	3,000円	3,800円	—	
	自家用	4,000円	5,000円	—	
二輪の小型自動車(250cc超)	4,000円	—	6,000円		

※ 三輪以上の軽自動車については、平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けるものから新税率を適用
(平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けたものについては改正前の税率を適用)

軽自動車税の税率採用状況(平成26年4月1日現在)

		標準税率 (制限税率)	超過税率													団体合計	
			1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,700	1,800	1,900	2,000	2,400	2,700	3,000	3,200	3,700	
原動機付自転車	50cc以下	100 (1,500)	1	23	1		2										27
	50cc超90cc以下	1200 (1,800)			2	23	1		2								28
	90cc超125cc以下	1600 (2,400)						2		23	1	2					28
	ミニカー	2500 (3,700)											1	23	1	2	27

		標準税率 (制限税率)	超過税率							団体合計	
			2,600	2,800	3,100	3,400	3,600	3,700	4,000	4,600	
軽自動車	二輪	2,400 (3,600)	2	23	1		2				28
	三輪	3,100 (4,600)				2		23	1	2	28

			標準税率 (制限税率)	超過税率																団体合計			
				3,400	3,600	3,900	4,300	4,400	4,500	4,800	5,200	6,000	6,200	6,600	7,100	7,800	7,900	8,200	8,600	9,300	10,800		
軽自動車	四輪	乗用	5,500 (8,200)										2	23	1			2				28	
		自家用	7,200 (10,800)													1	1			23	1	2	28
	貨物	営業用	3,000 (4,500)	2	23	1			2														28
		自家用	4,000 (6,000)				1	1		23	1	2											28

		標準税率 (制限税率)	超過税率				団体合計	
			4,300	4,400	4,800	5,200	6,000	
二輪の小型自動車	251cc以上	4,000 (6,000)	1	1	23	1	2	28

※ 超過税率を採用している団体は、全国で28団体である。
(その内1団体は標準税率と超過税率が混在)

- 徴収方法
普通徴収、証紙徴収

- 税収(平成26年度決算額)
1,951億円

注 総務省ホームページ「地方税の概要」及び「平成28年版地方財政白書」より作成。

自動車重量税の概要

- 創設時期 昭和46年
- 課税主体 国
- 課税客体 ① 新規検査若しくは予備検査による自動車検査証の交付又は継続検査、臨時検査、分解整備検査若しくは構造等変更検査による自動車検査証の返付を受ける自動車
② 車両番号の指定を受ける軽自動車
- 納税義務者 上記の自動車検査証の交付又は返付を受ける者及び車両番号の指定を受ける者
- 税率 以下の表は、次世代型自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車等）及び平成27・32年度燃費基準等達成車、経年車（13年超）以外の自動車に対する税率。

(単位：円)

区分		自家用自動車			営業用自動車			
		車 検 有 効 期 間						
		1年	2年	3年	1年	2年	3年	
検査自動車	乗用自動車	車両重量0.5tごと	4,100	8,200	12,300	2,600	-	-
	バス	車両総重量1tごと	4,100	-	-	2,600	-	-
	トラック(車両総重量8t以上)	〃	4,100	-	-	2,600	-	-
	トラック(車両総重量8t未満)	〃	3,300	6,600	-	2,600	5,200	-
	特種用途自動車	〃	4,100	8,200	-	2,600	5,200	-
	小型二輪	一両につき	1,900	3,800	5,700	-	3,000	4,500
届出軽自動車	軽自動車	〃	-	6,600	9,900	-	5,200	-
	軽二輪	一両につき	4,900			4,100		
	その他	〃	9,900			7,800		

※臨時検査については上記税率の2分の1の税率

- 納付方法 時 期：車検時（自動車の種類に応じて1～3年ごと）
方 法：自動車重量税印紙納付（臨時検査等にあつては現金納付）
納税地：車検証の交付等の事務をつかさどる運輸支局等
- 性格 権利創設税（車検等によって初めて自動車の運行が可能になるという法的地位に着目）
- 税込 6,476億円（平成28年度予算額）
（うち国税分3,850億円、譲与税分2,626億円）
割 合：2/3は国、1/3を市町村へ譲与（自動車重量譲与税）
※平成22年度以降は、当分の間、国：593/1000、市町村：407/1000
- その他 自動車リサイクル法により適正に解体された自動車について、自動車検査証の残存期間に相当する自動車重量税を還付。
公害健康被害の補償等に関する法律の規定により、国の一般財源分の一部が公害補償対策に充当されている。

注 総務省「自動車関係税制のあり方に関する検討会」（平成25年11月6日）資料、「平成28年版地方財政計画」及び国土交通省ホームページ「平成27年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方」より作成。

旧「道路特定財源」諸税

国	税目	税率	平成28年度 税収(億円)	税収の用途	
	揮発油税 昭和24年創設 昭和29年より特定財源	暫定税率廃止するも 税率水準維持 48.6円/ℓ (注3)	(本則税率) 24.3円/ℓ	23,860	国の一般財源
	石油ガス税 昭和41年創設	(本則税率) 17.5円/kg	90	1/2は国の一般財源とされ、1/2は都道府県及び指定市の一般財源として譲与	
	自動車重量税 昭和46年創設	[経年車(18年超)] 暫定税率廃止するも、 税率水準維持 6,300円/0.5t年	[経年車(13年超18年以下)] 5,400円/0.5t年 H28.4.1～5,700円/0.5t年 [2015年燃費基準未達成車] 4,100円/0.5t年 [2015年燃費基準達成車] 2,500円/0.5t年 (本則税率)	3,850	593/1,000は国の一般財源(一部を公害健康被害の補償費用の財源として交付)とされ、407/1,000は市町村の一般財源として譲与
計			27,800		

地方	税目	税率	平成28年度 税収(億円)	譲与団体・譲与基準・交付基準等	
	地方揮発油譲与税 平成21年より (旧地方道路譲与税 昭和30年創設)	暫定税率廃止するも 税率水準維持 5.2円/ℓ (注3)	(本則税率) 4.4円/ℓ	2,578	○都道府県・指定都市(58/100) 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積 ○市町村(特別区含む)(42/100) 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積
	石油ガス譲与税 昭和41年創設	石油ガス税を参照 譲与割合 1/2	93	○都道府県・指定都市 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積	
	自動車重量譲与税 昭和46年創設	自動車重量税を参照 譲与割合 407/1,000(注4)	2,626	○市町村(特別区含む) 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積	
	軽油引取税 昭和31年創設	暫定税率廃止するも 税率水準維持 32.1円/ℓ (注3)	9,245	指定市を包括する都道府県は、軽油引取税の税収の90%を、その都道府県及び指定市がそれぞれ管理する一般国道及び都道府県道の面積等に基づいて按分し、指定市に交付	
	(本則税率) 15.0円/ℓ				
自動車取得税 昭和43年創設	(本則税率) 取得価額の3%	1,075	都道府県に納付された税額の95/100のうち、7/10を市町村(特別区含む)に交付 (政令指定都市には、国・県道管理分として、政令市特例分が交付されている)		
計			15,617		

合計		43,417
----	--	--------

- 注1 税収は平成28年度当初予算(財務省)、平成28年度地方財政計画(総務省)による。
- 注2 平成21年度税制改正で、道路特定財源に以下の措置が講じられた。
- 自動車取得税及び軽油引取税を目的税から普通税に改め、使用制限を廃止する。
 - 地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に改め、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税の使用制限を廃止する。
 - 自動車取得税の市町村に対する交付及び軽油引取税の指定市に対する交付並びに地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税の都道府県、市町村に対する譲与については、引き続き道路の延長、面積を基準として行う。
- 注3 平成22年度税制改正において、指標となるガソリン価格の平均が、連続3ヶ月にわたり、1ℓにつき160円を超えることとなった場合(発動基準)には、燃料課税(揮発油税・地方揮発油税)の本則税率を上回る部分の課税措置を停止することとなったが、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第44条により、別に法律で定める日までの間、その適用が停止されている。
- 注4 平成22年度には、自動車重量税の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないよう、地方譲与分が当分の間1/3から407/1000に引き上げられた。
- 注5 財務省ホームページ、「地方税関係資料ハンドブック(平成27年)」(一般財団法人 地方財務協会)等により作成。

平成28年度与党税制改正大綱（抄）＜車体課税の見直し＞

平成27年12月16日
自由民主党・公明党

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

5 車体課税の見直し

自動車取得税については、平成26年度与党税制改正大綱等を踏まえ、消費税率10%への引上げ時である平成29年4月1日に廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ平成29年4月1日から導入する。

環境性能割においては、税率区分として平成32年度燃費基準を用いるとともに、平成27年度燃費基準も一部用いることとし、自動車の消費を喚起するとともに、自動車取得税の廃止と環境性能割の導入を通じた負担の軽減を図る。環境性能割の税率区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、2年毎に見直しを行う。

平成27年度末で期限切れを迎える自動車税のグリーン化特例（軽課）については、基準の切り替えと重点化を行った上で1年間延長する。また、同じく平成27年度末で期限切れを迎える軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、1年間延長する。なお、環境性能割を導入する平成29年度以後の自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、環境性能割を補完する制度であることを明確化した上で、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。

自動車重量税に係るエコカー減税の見直しについては、燃費水準が年々向上していることを踏まえ、燃費性能がより優れた自動車の普及を継続的に促す構造を確立する観点から、平成27年度与党税制改正大綱に沿って検討を行い、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。その際、累次の与党税制改正大綱に則り、原因者負担・受益者負担としての性格等を踏まえる。

なお、消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の動向、自動車をめぐるグローバルな環境、登録車と軽自動車との課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化を図る観点から、平成29年度税制改正において、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。

自動車税・軽自動車税における環境性能割

	内 容
課税方式	自動車の取得に対し初年度のみ課税。
施行日	平成29年4月1日
課税主体	自動車税環境性能割（登録車） … 都道府県 軽自動車税環境性能割（軽自動車） … 区市町村 ※軽自動車税環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収を行う。
納税義務者等	主たる定置場の所在地において、当該自動車を取得した者。
税率	燃費基準値達成度等に応じて決定。 非課税、1%、2%、3%の4段階を基本とする（営業車及び軽自動車の税率は、当分の間、2%を上限とする）。
課税対象	新車・中古車を問わない。 （中古車は新車と同様に、環境性能に応じて決定される税率が適用される方式とし、非課税区分を新たに創設。）
課税標準	自動車の取得価額
免税点	50万円（現行の自動車取得税と同様）
その他	<ul style="list-style-type: none"> 税率を決定する燃費基準値達成度等については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、2年ごとに見直しを行う。 自動車税環境性能割について、その税収の一定割合を区市町村へ交付する制度を設ける。 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">環境性能割導入前後の自動車税・軽自動車税の法体系</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p><現行制度></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">自動車取得税 (取得に対する課税)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">自動車税 (所有に対する課税)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">軽自動車税 (所有に対する課税)</div> </div> <div style="text-align: center;"> <p>……→ 廃止 (平成29年 3月31日)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p><平成29年4月～></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">自動車税 環境性能割（取得に対する課税） 種別割（所有に対する課税） (改正前の自動車税、 4月1日現在所有者に課税。)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">軽自動車税 環境性能割（取得に対する課税） 種別割（所有に対する課税） (改正前の軽自動車税、 4月1日現在所有者に課税。)</div> </div> </div>

注 総務省資料より作成。

自動車税・軽自動車税における環境性能割の税率等について

乗用車（自家用）

区 分		登録車の税率	軽自動車の税率		
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車 (ポスト新長期規制からNOx10%低減)、クリーンディーゼル乗用車 (ポスト新長期規制適合)		非課税	非課税		
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	★★★★かつ H32基準+10%達成				
	★★★★かつ H32基準達成			1.0%	1.0%
	★★★★かつ H27基準+10%達成			2.0%	2.0%
上記以外の車		3.0%	2.0%		

注) ★★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成。

環境性能割の税收規模 (H29見込額)	約890億円
------------------------	--------

トラック・バス (営業用)

【重量車】(車両総重量3.5t超)

区 分			税率
	排ガス要件	燃費要件	
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)			非課税
ディーゼルハイブリッド車	H28規制適合	H27基準+10%達成	
	ポスト新長期規制NOx・PM10%低減	H27基準+10%達成	
	ポスト新長期規制適合	H27基準+15%達成	
	H28規制適合	H27基準+5%達成	0.5%
	ポスト新長期規制NOx・PM10%低減	H27基準+5%達成	
	ポスト新長期規制適合	H27基準+10%達成	1.0%
	H28規制適合	H27基準達成	
	ポスト新長期規制NOx・PM10%低減	H27基準達成	
	ポスト新長期規制適合	H27基準+5%達成	
上記以外の車			2.0%

【中量車】 【軽量車】

重量車の場合と同様の考え方に基づき、排出ガス・燃費(平成27年度燃費基準)の各要件を満たすものについて、要件の達成割合に応じて税率が決定。

中古車に係る環境性能割について

- 環境性能割については、新車・中古車を問わず対象とする。
新車と同様に、環境性能に応じて決定される税率が適用される方式とし、非課税区分を新たに創設。
- 免税点は、50万円。(現行の自動車取得税と同様。現在中古車の約9割が非課税)

環境性能割【案】

区分	税率
電気自動車等 H32基準+10%	非課税
H32基準達成	1.0%
H27基準+10%	2.0%
上記以外の車	3.0%※

※軽自動車は、2%

注)電気自動車等とは、
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、
天然ガス車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)、
クリーンディーゼル乗用車(ポスト新長期規制適合)をいう。

【非課税となる車】

トヨタ プリウス、アクア
日産 リーフ
ホンダ フィット(HV)
マツダ デミオ(クリーンディーゼル)
三菱 アウトランダー(PHV)
等



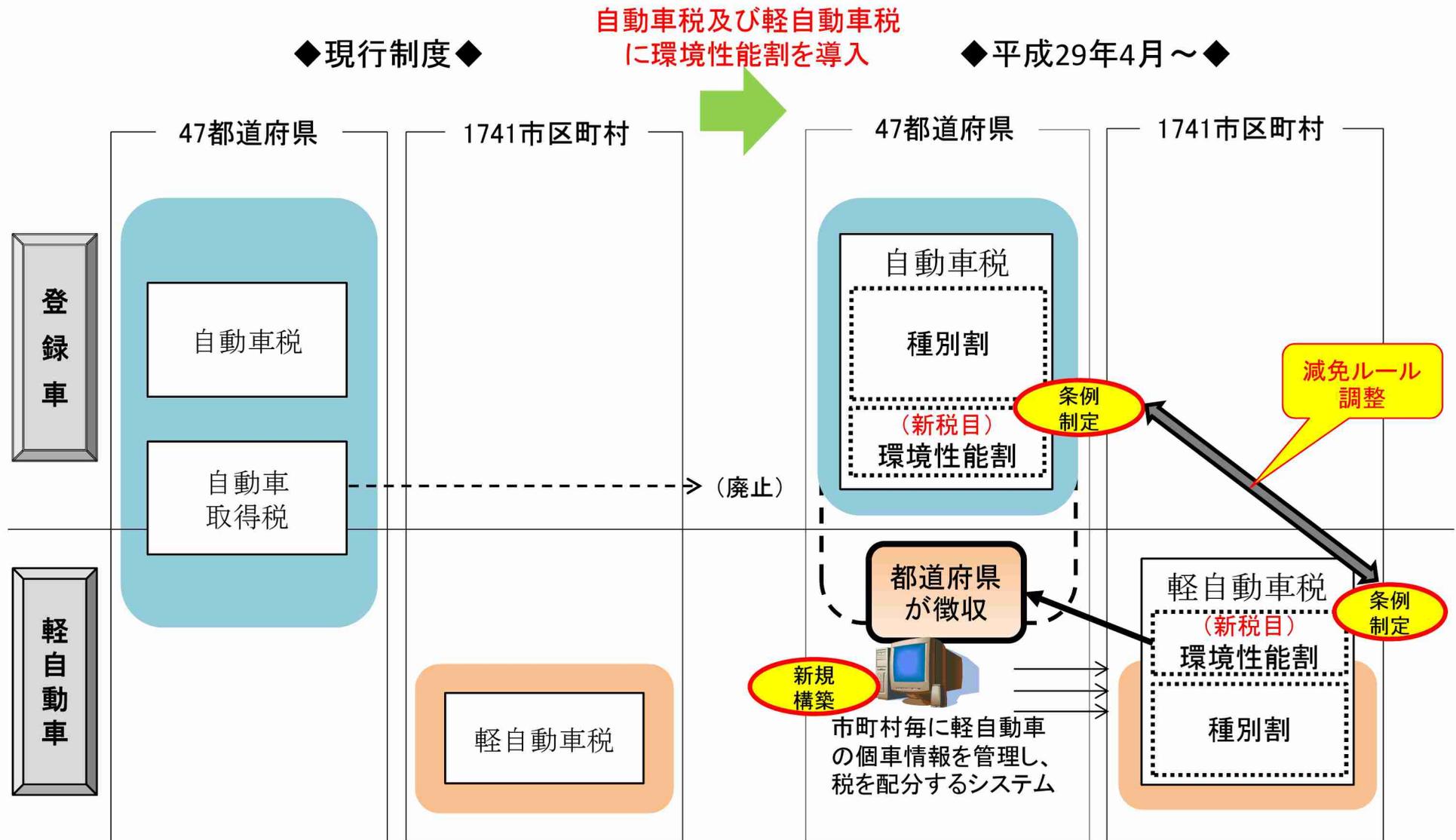
<参考>

現行の自動車取得税における中古車の特例

区分	取得価額からの 控除額
電気自動車等 H32基準+20%	45万円控除
H32基準+10%	35万円控除
H32基準達成	25万円控除
H27基準+10%	15万円控除
H27基準+5%	5万円控除
上記以外の車	控除額なし

※税率:登録車3%
軽自動車2%

環境性能課税の税目における位置づけと関連する準備

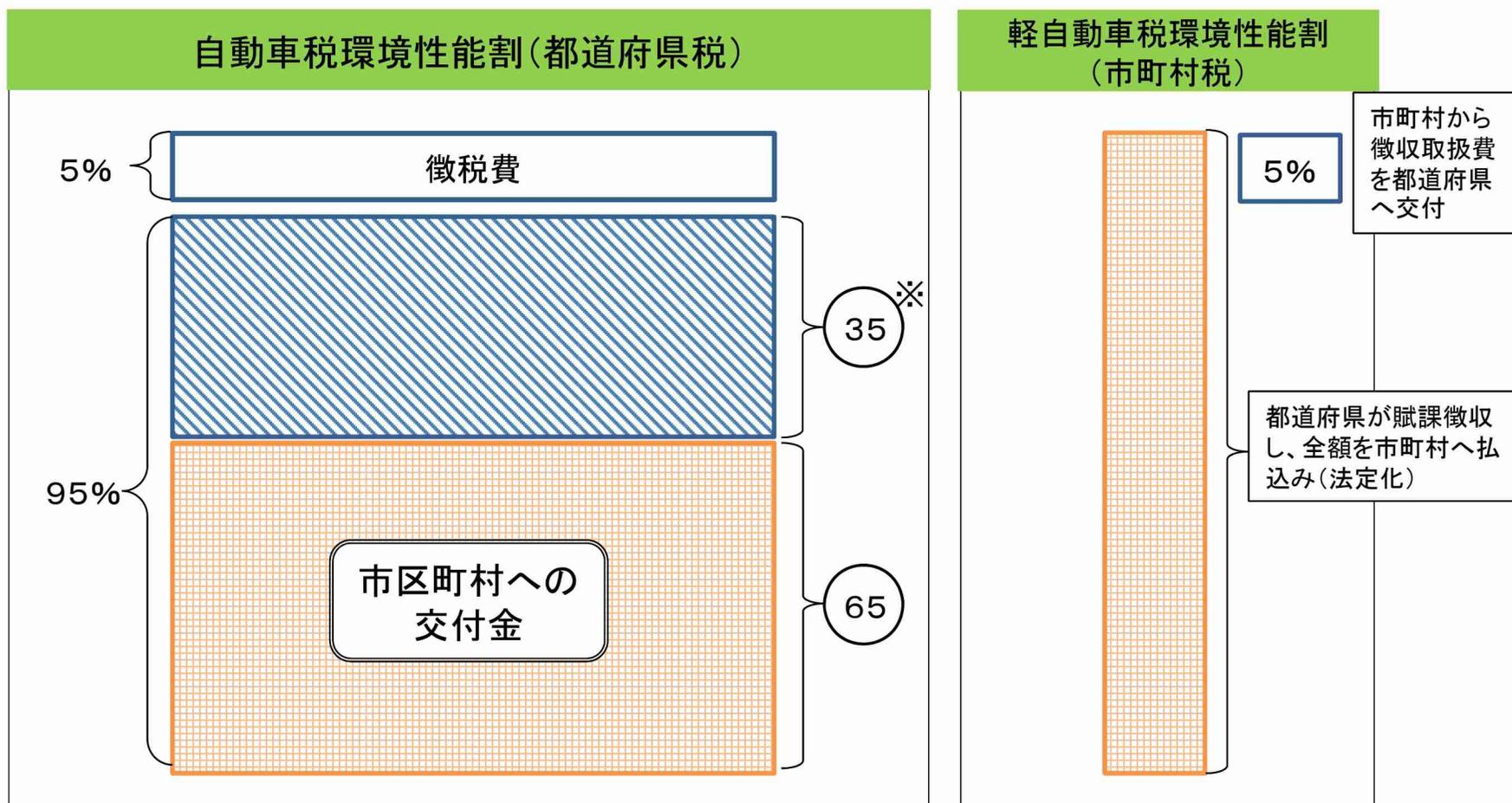


注 総務省資料より抜粋。

自動車税環境性能割の交付金制度等について

- 自動車税環境性能割のうち徴税费(税込の5%)を除いた額の65%を都道府県から市区町村へ交付する制度を設ける。
- 交付金の交付基準については、市町村道の延長及び面積等によることとし、年3回交付する。

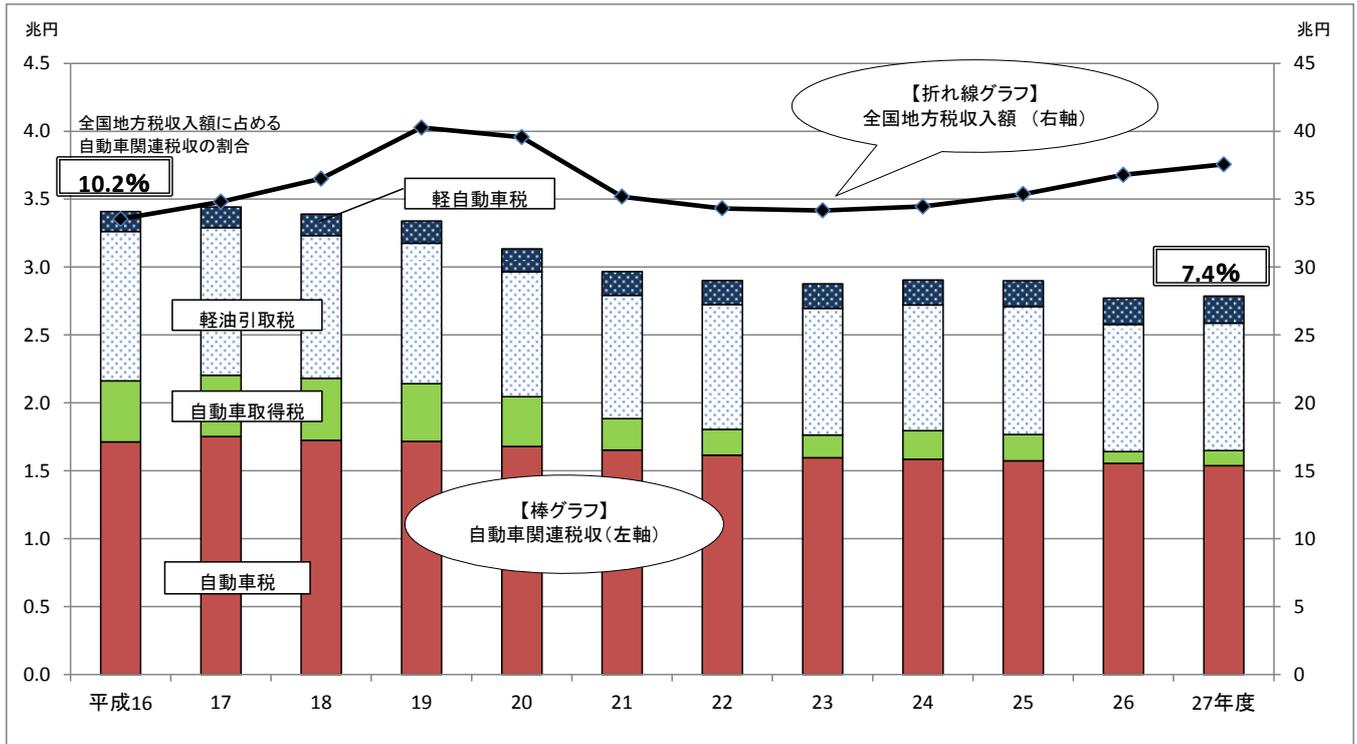
: 都道府県分
 : 市区町村分



※35%のうち、一部を政令指定都市へ上乗せして交付する(国・県道管理分)

注 総務省資料より抜粋。

全国地方税収入額と自動車関連税収の推移



- 注1 平成26年度までは決算額、平成27年度は地方財政計画額である。
- 注2 平成25年度以降は、通常収支分と東日本大震災分を合算した額である。
- 注3 決算額の数値については「平成28年度地方税に関する参考計数資料」（総務省）による。

自動車関連税収のうち東京都区域分のシェア (平成26年度決算額)

(単位:百万円)

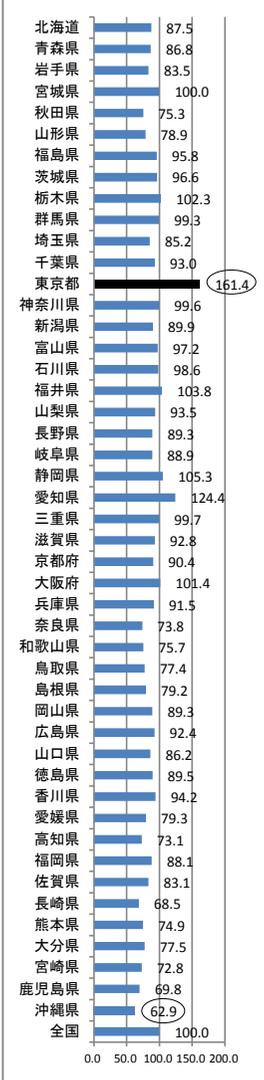
	全国分	東京都区域分	東京都区域分のシェア
地方税収入額	36,785,451	6,457,585	17.6%
自動車税	1,556,198	106,787	6.9%
自動車取得税	86,274	9,178	10.6%
軽油引取税	935,633	41,166	4.4%
軽自動車税	195,066	5,861	3.0%

注 「平成28年度地方税に関する参考計数資料」（総務省）及び「東京都税務統計年報」（東京都主税局）より作成。

人口一人当たりの税収額の指数（平成26年度決算額）

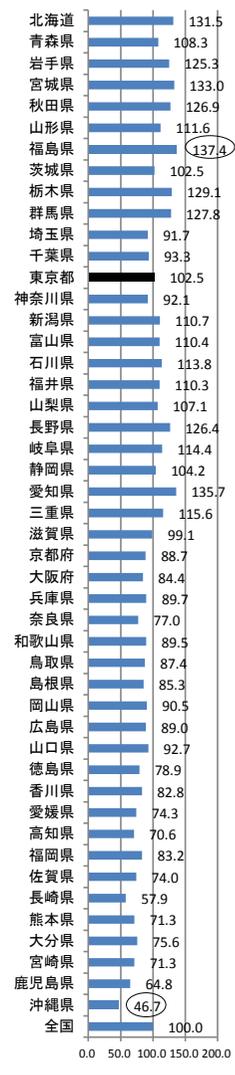
道府県税収総額

最大／最小：2.6倍
 税収：15兆6,835億円



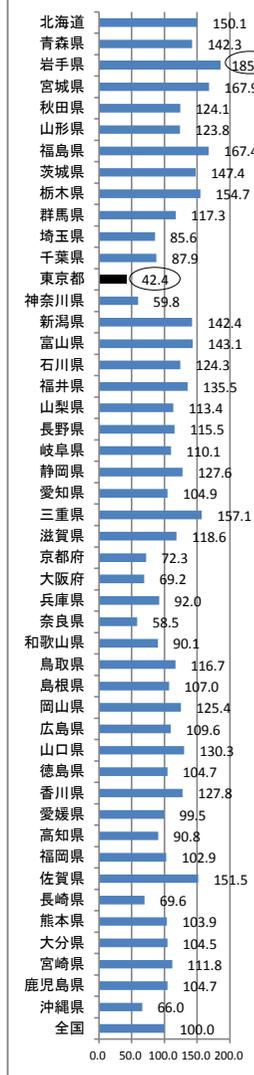
自動車取得税

最大／最小：2.9倍
 税収：863億円



軽油引取税

最大／最小：4.4倍
 税収：9,356億円



自動車税

最大／最小：2.2倍
 税収：1兆5,562億円



注1 総務省「平成26年度都道府県財政指数表」及び「平成28年版地方財政白書」より作成。
 注2 人口は、平成27年1月1日現在の住民基本台帳による。
 注3 「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った値。

車体関係税収の推移

(単位：億円)

年度	地方分計(A+B+C+D)		自動車取得税収(A)		自動車 税収(B)	軽自動車 税収(C)	自動車 重量譲与 税収(D)	<参考> 自動車 重量税収 (国分)	
	うち 都道府県分計 (A-A'+B)	うち 市町村分計 (A'+C+D)	うち自動車 取得税交付金 (A')						
16	26,852	18,470	8,382	4,509	3,170	17,131	1,459	3,753	7,488
17	27,353	18,889	8,464	4,528	3,167	17,528	1,515	3,782	7,574
18	27,119	18,574	8,545	4,570	3,251	17,255	1,573	3,721	7,350
19	26,748	18,461	8,287	4,247	2,960	17,174	1,636	3,691	7,399
20	25,782	17,868	7,914	3,663	2,603	16,808	1,687	3,624	7,170
21	23,863	17,269	6,594	2,310	1,585	16,544	1,739	3,270	6,351
22	22,928	16,689	6,239	1,916	1,382	16,155	1,776	3,081	4,465
23	22,534	16,497	6,037	1,678	1,153	15,972	1,804	3,080	4,478
24	22,613	16,500	6,113	2,104	1,464	15,860	1,843	2,806	3,969
25	22,211	16,304	5,907	1,934	1,374	15,744	1,892	2,641	3,824
26	20,919	15,797	5,122	863	628	15,562	1,951	2,543	3,728
27	21,077	15,715	5,362	1,096	778	15,397	1,999	2,585	3,740

注1 総務省「平成28年版地方財政白書」等より作成。

注2 平成26年度までは決算額、平成27年度は地方財政計画額（自動車重量税は予算額）である。

自家用、営業用の自動車税課税台数（平成26年度）

（単位：台、％）

区分	営業用 (A)	自家用	計		営業用の割合 (A) / (B) × 100	
			(B)	構成比		
乗用車	236,283	36,494,965	36,731,248	84.7	0.6	
トラック	けん引車、 被けん引車、 貨客兼用車、 三輪車以外	2,601,993	3,424,119	7.9	24.0	
	けん引車	86,157	4,847	91,004	0.2	94.7
	被けん引車	145,942	10,931	156,873	0.4	93.0
	貨客兼用車	22,006	1,951,070	1,973,076	4.5	1.1
	小計	1,076,231	4,568,841	5,645,072	13.0	19.1
バス	一般乗合用	50,902	50,902	0.1	100.0	
	一般乗合用以外	49,781	49,781	0.1	100.0	
	自家用		85,570	85,570	0.2	—
	小計	100,683	85,570	186,253	0.4	54.1
三輪の小型自動車	4	699	703	0.0	0.6	
特種用途車	251,240	550,256	801,496	1.8	31.3	
合計	1,664,441	41,700,331	43,364,772	100.0	3.8	

※営業用：道路運送法における事業用自動車（自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車をいう）

自家用：道路運送法における事業用自動車以外の自動車

注 「平成26年度 道府県税の課税状況等に関する調」（総務省）より作成。

自動車税の営自格差の水準の推移について

上段: 営業用税率

中段: 自家用税率

下段: (自家用税率 / 営業用税率)

(年度)

区分	S25	S28	S29	S36	S37	S40	S47	S51	S54	S59	H元		
乗用車	小型自動車 3,000円 4,500円 (1.5倍)	4,200円 7,200円 (1.7倍)	8,000円 16,000円 (2.0倍)	→	排気量1.0ℓ以下 6,000円 12,000円 (2.0倍)	6,000円 18,000円 (3.0倍)	→	7,000円 23,500円 (3.4倍)	7,000円 25,500円 (3.6倍)	7,500円 29,500円 (3.9倍)	→		
					1.0ℓ超1.5ℓ以下 7,000円 14,000円 (2.0倍)	7,000円 21,000円 (3.0倍)	→	8,000円 27,500円 (3.4倍)	8,000円 30,000円 (3.8倍)	8,500円 34,500円 (4.1倍)	→		
					1.5ℓ超2.0ℓ以下 8,000円 16,000円 (2.0倍)	8,000円 24,000円 (3.0倍)	→	9,000円 31,500円 (3.5倍)	9,000円 34,500円 (3.8倍)	9,500円 39,500円 (4.2倍)	→		
	普通自動車 10,000円 15,000円 (1.5倍)	14,000円 30,000円 (2.1倍)	軸距3.048m以下 15,000円 36,000円 (2.4倍)	→	→	22,500円 54,000円 (2.4倍)	→	26,000円 70,000円 (2.7倍)	2.0ℓ超3.0ℓ以下 24,000円 71,000円 (3.0倍)	25,000円 81,500円 (3.3倍)	2.0ℓ超2.5ℓ以下 13,800円 45,000円 (3.3倍)	2.5ℓ超3.0ℓ以下 15,700円 51,000円 (3.2倍)	
						軸距3.048m超 30,000円 60,000円 (2.0倍)	→	45,000円 90,000円 (2.0倍)	→	52,000円 117,000円 (2.3倍)	3.0ℓ超6.0ℓ以下 26,000円 77,000円 (3.0倍)	27,500円 88,500円 (3.2倍)	3.0ℓ超3.5ℓ以下 17,900円 58,000円 (3.2倍)
			6.0ℓ超 52,000円 129,000円 (2.5倍)	54,500円 148,500円 (2.7倍)	6.0ℓ超 40,700円 111,000円 (2.7倍)								
トラック (4ト超5ト以下)	10,000円 (格差なし)	14,000円 (格差なし)	14,000円 15,000円 (1.1倍)	15,000円 (格差なし)	→	→	→	17,500円 20,000円 (1.1倍)	17,500円 22,000円 (1.3倍)	18,500円 25,500円 (1.4倍)	→		
バス(一般乗合) (30人超40人以下)	10,000円 (格差なし)	14,000円 (格差なし)	→	→	→	→	14,000円 30,000円 (2.1倍)	14,000円 39,000円 (2.8倍)	14,000円 42,500円 (3.0倍)	14,500円 49,000円 3.4倍	→		
三輪の小型自動車	2,000円 (格差なし)	2,800円 (格差なし)	3,300円 4,300円 (1.3倍)	3,800円 (格差なし)	→	→	→	4,400円 5,000円 (1.1倍)	4,400円 5,500円 (1.3倍)	4,500円 6,000円 (1.3倍)	→		

注1 平成13年度まで、トラックは最大積載量4ト超5ト以下、バスは乗車定員30人超40人以下のみが法定され、それ以外は課長内かんに基づき条例で規定されていた。

軽自動車と小型自動車の各種制度上の相違

		軽自動車	小型自動車	軽(自家・乗用)と 小型自(自家・乗 用)の比較
税 制	自動車重量税 (1年分)	営業) 2,600円 自家) 3,300円	営業・貨物) 2,600円 総重量2.5ト以下、1トごとに) 自家・乗用) 4,100円 自重0.5トごとに(4,100円) ※1未満の場合 年8,200円 自家・貨物) 3,300円 総重量2.5ト以下、1トごとに)	2.48倍
	自動車税 軽自動車税	例) 営業・乗用) 5,500円 H27.4.1~ → 6,900円 営業・貨物) 3,000円 → 3,800円 自家・乗用) 7,200円 → 10,800円 自家・貨物) 4,000円 → 5,000円	例) 営業・乗用) 7,500円 (1,000cc以下) 営業・トラック) 6,500円 (1ト以下) 自家・乗用) 29,500円 (1,000cc以下) 自家・トラック) 8,000円 (1ト以下)	2.73倍
	自動車取得税	3% H26.4.1~ → 2%	自家) 5% 当分の間) 営業) 3%	1.67倍
	消費税 地方消費税	H26.4.1~ → 1.7% 1% → 6.3%	4% 1%	
	耐用年数	営業) 3年 自家) 4年	営業) 3年 自家・貨物) [4年-ダンプ式 自家) 6年 5年-その他	1.5倍
交 通 政 策 等	車庫証明	東京23区、県庁所在市、人口おおよそ10万人以上の市では保管場所の届出が必要	必要	
	高速道路最高速度	100Km/時	100Km/時	
	積載物高さ制限	2.5m	3.8m	1.52倍
	高速道路料金	普通車 × 0.8 (一部を除く)	普通車	1.25倍
	登録制度等	検査	登録・検査	
	継続検査手数料	1,400円	1,700円	1.21倍
	リサイクル料金 注2)	7,060円	8,220円	1.16倍
自賠償保険 自家用のもの 【平成25.4.1 改定】 ※〇は改定前	36,920円 (30,170円) ※本土36ヶ月適用保険料	39,120円 (34,600円) ※本土36ヶ月適用保険料	1.06倍 (1.15倍)	

注1 〇は、軽自動車(自家用・乗用)と小型自動車(自家用・乗用)の比較部分

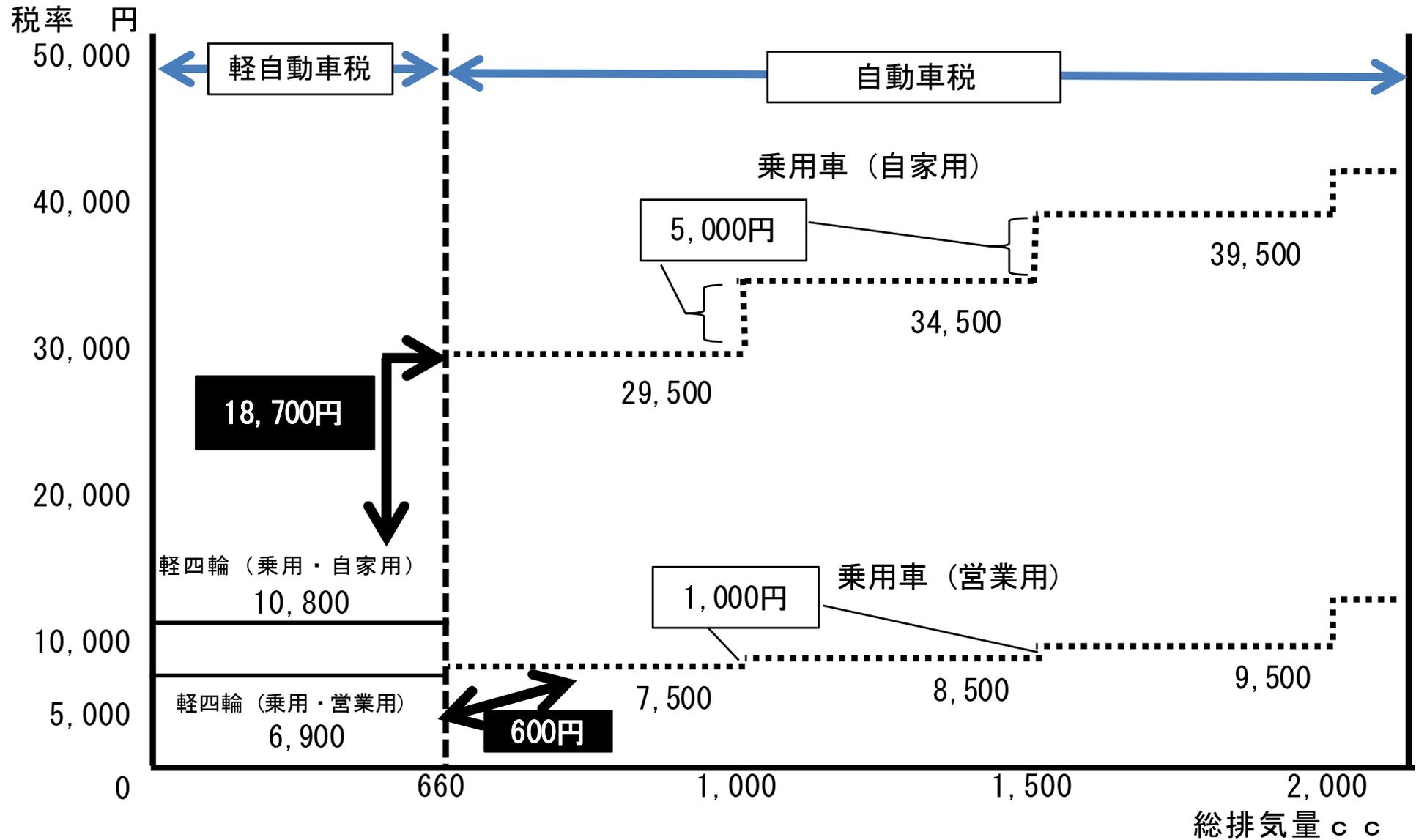
2 リサイクル料金は一般的な装備の軽自動車及び小型自動車のうち料金が定額のものを出

3 「自動車関係税制のあり方に関する検討会報告書(平成25年11月6日)」参考図表29(総務省)より抜粋し、加筆及び訂正。

※軽自動車:自動車の大きさが全長3.4m以下、全幅1.48m以下、全高2.0m以下で、総排気量が660cc以内。

小型自動車:自動車の大きさが全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下で、ガソリン車の場合は総排気量が2000cc以内。

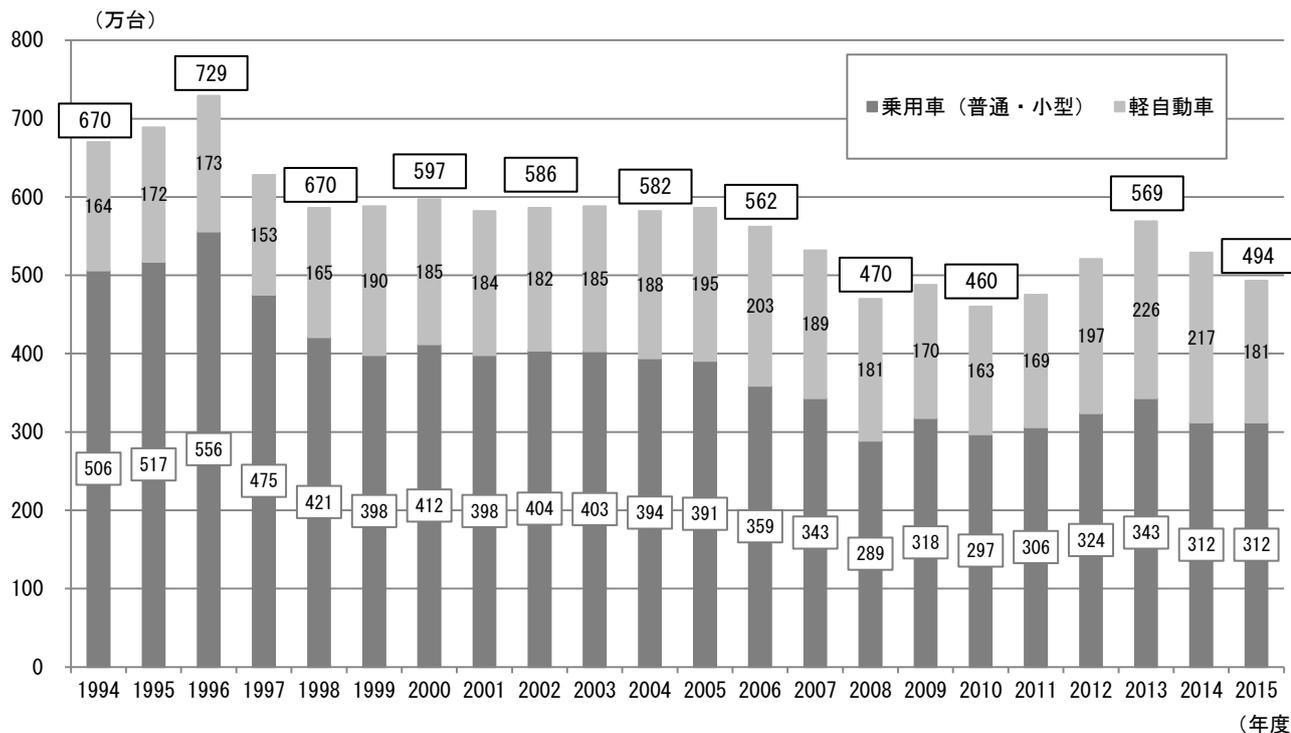
軽自動車と小型自動車の税負担水準



注 「自動車関係税制に関する研究会報告書（平成22年9月10日）」資料28（総務省）を一部修正し作成。

新車販売台数の推移と低燃費かつ低排出ガス認定車の推移

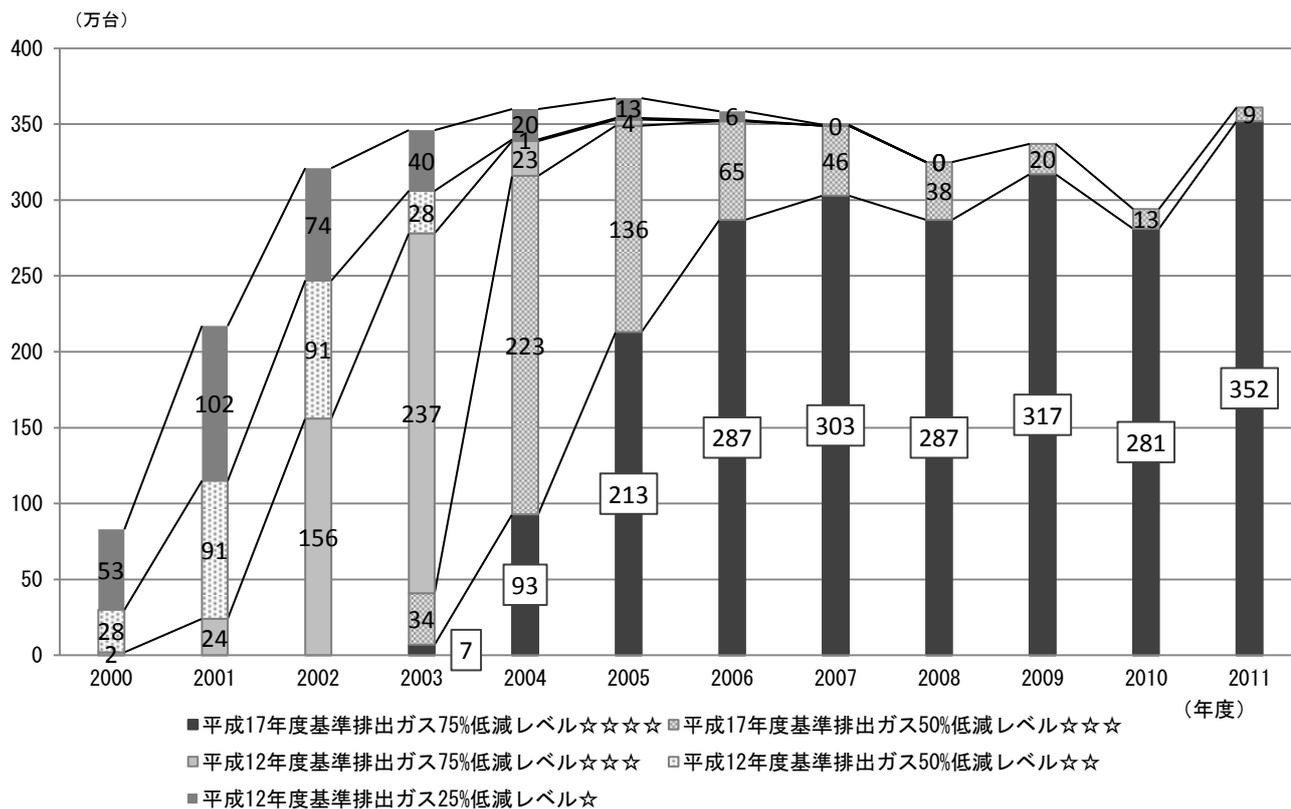
○新車販売台数の推移



注1 一般社団法人日本自動車販売協会連合会「自動車統計データブック(2005年版第23集、2015年版第33集)」より作成。

2 単位未滿を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

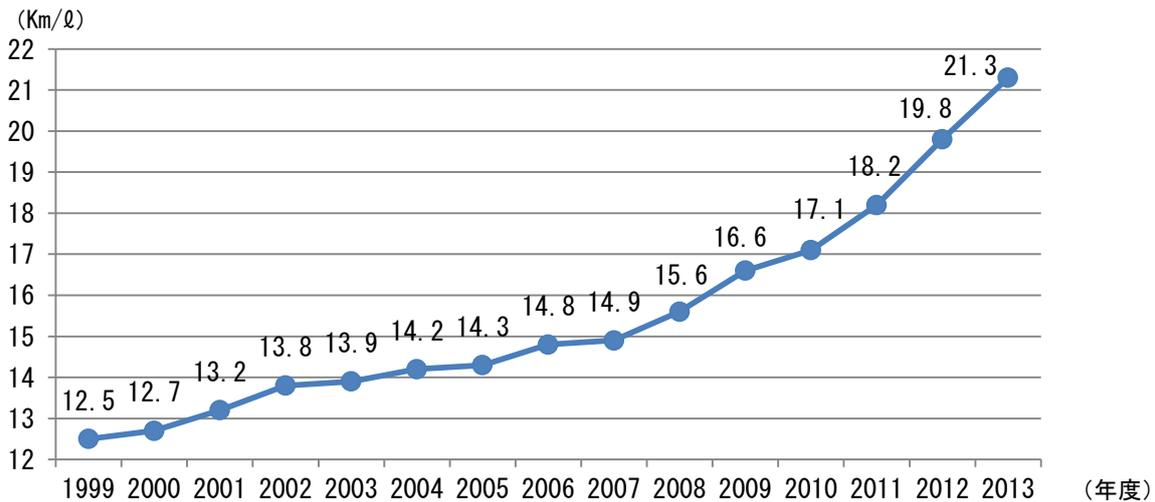
○低燃費かつ低排出ガス認定車の推移



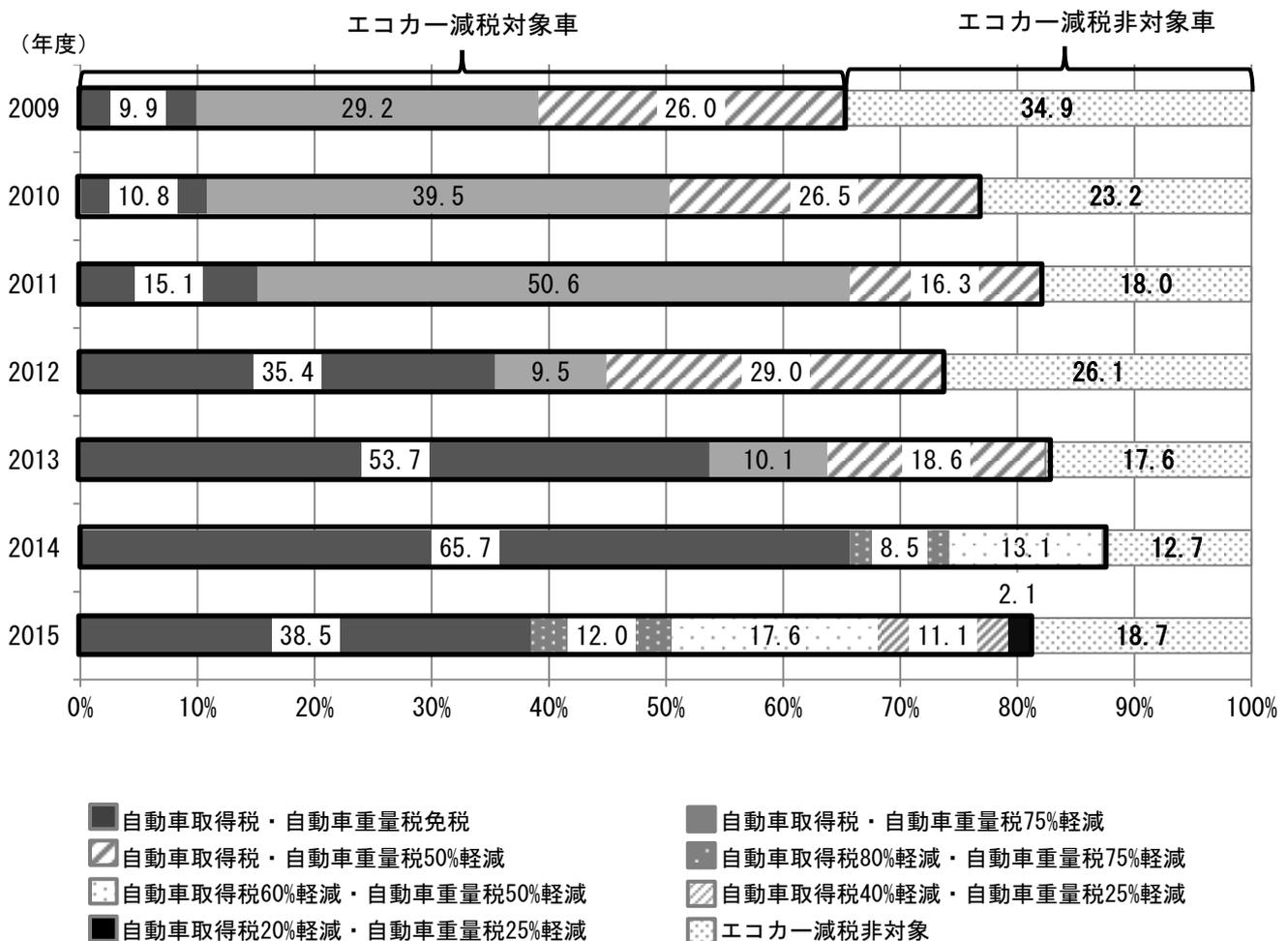
注1 一般社団法人日本自動車工業会ホームページ「低公害車等出荷台数」(2000年度～2011年度実績)より作成。

2 低燃費かつ低排出ガス認定車は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネルギー法)」に基づく燃費基準達成車であって、かつ、「低排出ガス車認定実施要領」(国土交通省)に基づく低排出ガス認定を受けている自動車。

ガソリン乗用車の平均燃費の推移



新車販売台数に占めるエコカー減税対象台数の割合 (登録車・軽自動車)

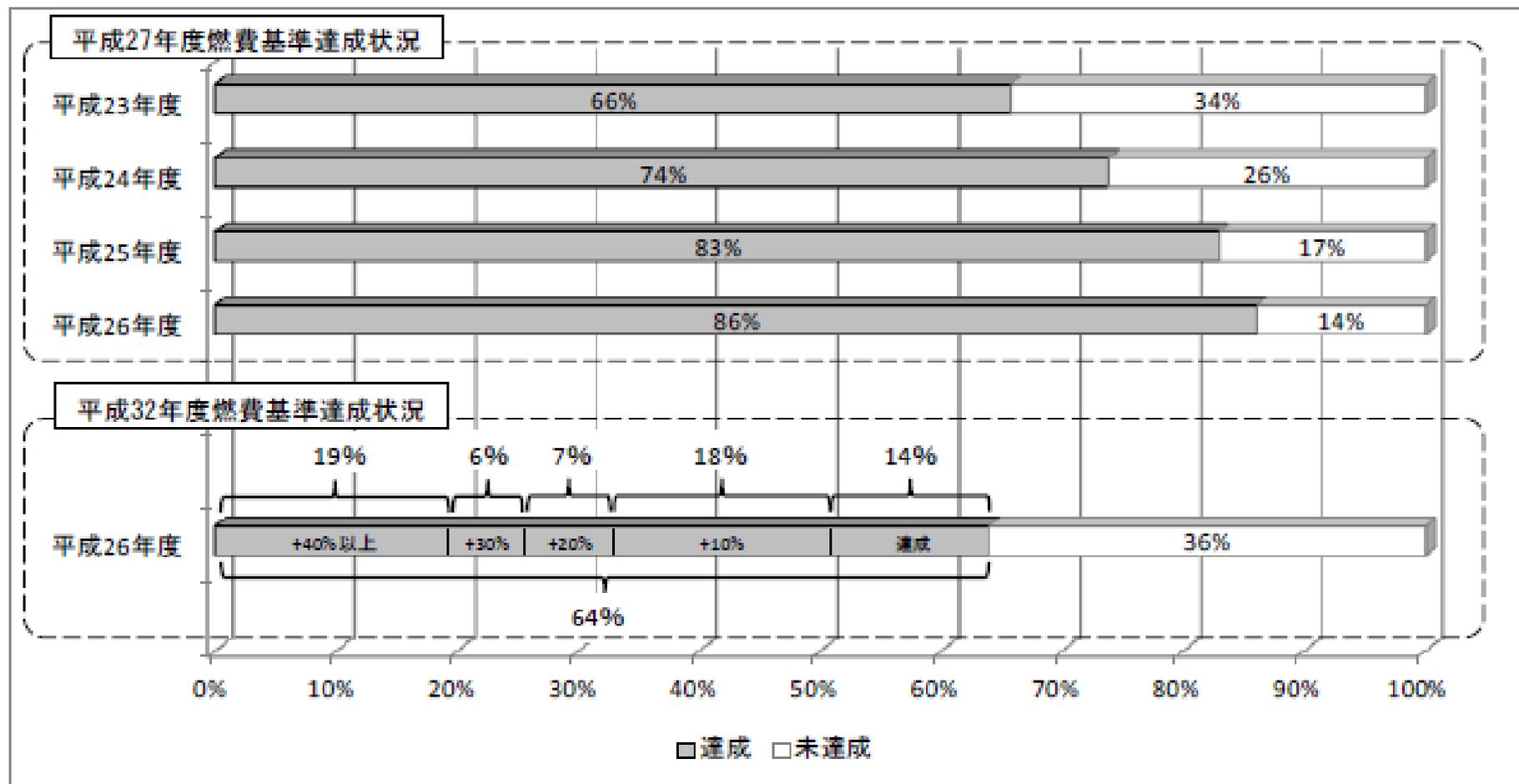


注1 一般社団法人 日本自動車工業会ホームページ資料より作成。

2 数値は速報ベース。

3 対象台数(販売)は、メーカーの型式指定・類別区分番号等による登録・届出に基づくもの。

新車販売台数における平成27年度及び平成32年度燃費基準達成状況



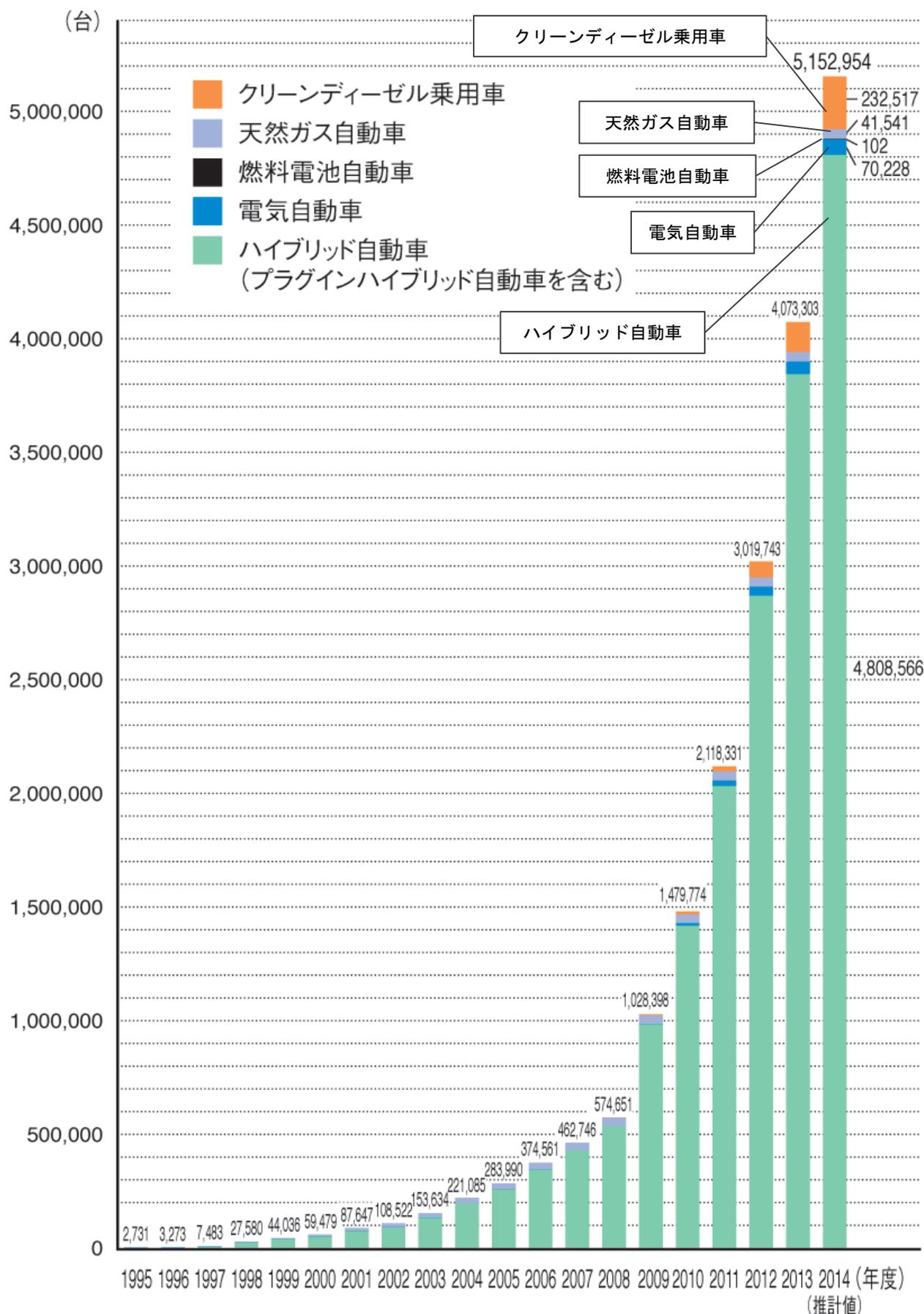
注1 総務省自治税務局資料より抜粋。

2 平成27年度燃費基準達成状況は日本自動車工業会ホームページをもとに総務省作成(販売台数ベース、平成26年度は4月～8月の台数)。

3 平成32年度燃費基準達成状況は国土交通省データ(平成26年4月～8月の登録台数ベース)をもとに総務省作成(内訳は総務省試算)。

4 いずれも乗用車(登録車+軽自動車)の状況。

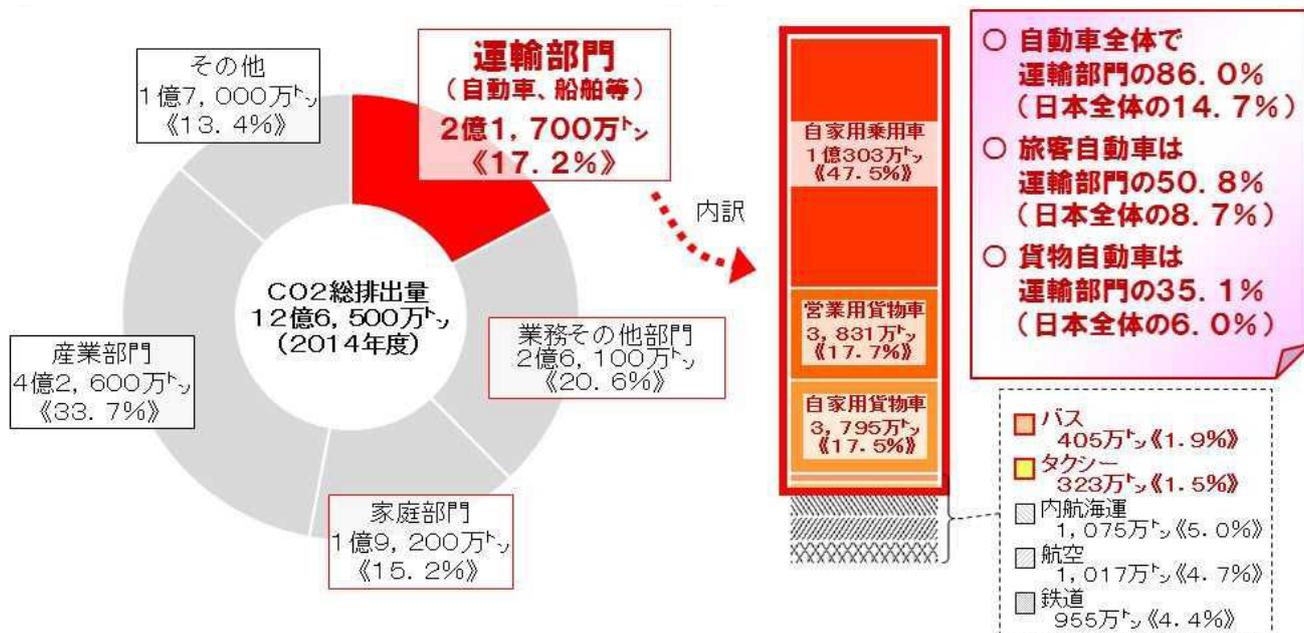
次世代自動車の日本市場における普及台数の推移



注 一般社団法人 日本自動車工業会「環境レポート2016」より作成。

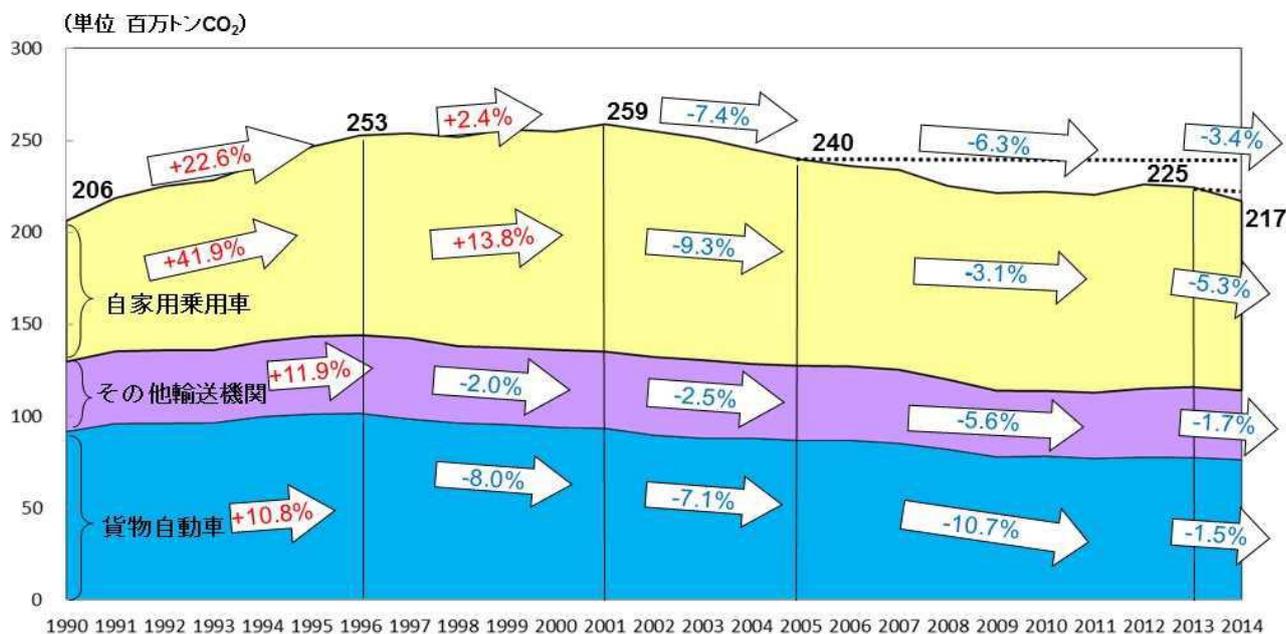
運輸部門におけるCO₂排出量

○日本の各部門におけるCO₂排出量と運輸部門におけるCO₂排出量(内訳)



※ 電気事業者の発電の伴う排出量、熱供給事業者の熱発生に伴う排出量はそれぞれの消費量に応じて最終需要部門に配分
 ※ 端数処理の関係上、合計の数値が一致しない場合がある。
 ※ 温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ(1990~2014年度)確報値」より国土交通省環境政策課作成

○運輸部門におけるCO₂排出量の推移



その他輸送機関:バス、タクシー、鉄道、船舶、航空

注 国土交通省ホームページより作成。

諸外国の車体課税改革の取組

2016年1月時点

課税段階	ドイツ		フランス			英国	
	保有	取得	取得	保有	保有	保有	保有
税目／制度名	自動車税	Bonus - Malus制度	CO ₂ 追加課税	社用自動車税	自家用車保有税	自動車税	社有車税
制度概要	2009年7月～ ・CO ₂ 排出量及び排気量を課税標準として課税 * 2009年以前の登録車は、制度変更後も従前の課税標準（排気量）により課税。	2008年～ ・自動車取得後初めての登録時に、CO ₂ 排出量の大きい車に課税（malus）、排気量の少ない車に補助金を支給（bonus）	2006年～ ・中古車の登録時に、CO ₂ 排出量の大きい車に追加課税	2006年～ ・業務用自動車に対し、CO ₂ 排出量を課税標準として課税 * 2006年以前の登録者は、制度変更後も従前の課税標準（馬力）により課税。	2009年～ ・自家用車に対し、CO ₂ 排出量を課税標準として課税 * CO ₂ 排出量データのないものは、馬力により課税。	2001年～ ・CO ₂ 排出量を課税標準として課税 * 2001年以前の登録車は、制度変更後も従前の課税標準（排気量）により課税。	2002年～ ・業務用自動車に対し、CO ₂ 排出量を課税標準として課税 * 2002年以前の登録車のうちCO ₂ 排出量データのないものは、排気量を課税標準として課税。
税率	・CO ₂ 排出量基準 →95gCO ₂ /km超の車に対し、2ユーロ/gCO ₂ /km課税 ・排気量基準（100cc当たり） →ガソリン車2ユーロ、ディーゼル車9.5ユーロ	・60gCO ₂ /km以下の車に対して、1,000～6,300ユーロを補助（購入額の27%以内） ・131gCO ₂ /km以上の車の取得に対して、150～8,000ユーロを課税。	・200gCO ₂ /km超の車の取得に対し、超過1g当たり2～4ユーロ課税	・50gCO ₂ /km超の車に対し、排気量に応じて2～27ユーロ課税	・190gCO ₂ /km超の車に対し、一律160ユーロ課税	・初年度 →131gCO ₂ /km超の車に対し課税。 ガソリン車、ディーゼル車は130～1,100ポンド、その他は120～1,090ポンド課税 ・2年目以降 →101gCO ₂ /km超の車に対し課税。 ガソリン車、ディーゼル車は20～505ポンド、その他は10～495ポンド課税	・車両価格に、ガソリン車はCO ₂ 排出量に応じた割合（7～37%）を、ディーゼル車は75gCO ₂ /km超の車に対してCO ₂ 排出量に応じた割合（20～50%）をそれぞれ乗じた額を課税
次世代車（EV等）の取扱い	・EVは重量（200kg当たり）に応じて11.25～12.78ユーロ課税。 ただし、新車登録後5年間免除、その後も税率の50%軽減。	・110gCO ₂ /km以下かつ出力10kW以上のHV車に750ユーロ補助	・200gCO ₂ /km以下は非課税	・HV（110gCO ₂ /km以下）は初年度から2年間非課税	特になし	・EVは非課税 ・1974年以前に購入した車（クラシックカー）は免税	・75gCO ₂ /km以下のディーゼル車は非課税

注 環境省ホームページ「国内外の環境関連税制の状況等について」資料、「グローバル化社会にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会報告書」（一般財団法人自治総合センター）、総務省「自動車関係税制のあり方に関する検討会第4回会合（平成25年7月26日）」資料より作成。

諸外国の車体課税におけるCO₂排出基準導入の動き

取得に係る課税			保有に係る課税		
1988年 欧州自動車工業会が欧州委員会と協議し自主規制によるCO ₂ 排出削減目標を設定。					
2006年	フランス	自動車登録税へのCO ₂ 追加課税を導入。CO ₂ 排出量に応じ設定。	2001年	イギリス	自動車税の税率をCO ₂ 排出量基準に変更。
2007年	ノルウェー	自動車登録税の税率にCO ₂ 排出量基準を追加。	2003年	フィンランド	車両税を導入。税率をCO ₂ 排出量、重量を基準に設定。
2008年	ポルトガル	自動車税の税率を排気量とCO ₂ 排出量基準を併用した課税に変更。	2006年	スウェーデン	自動車税を導入。税率を種類、駆動方式、CO ₂ 排出量、重量を基準に設定。
	フランス	ボーナス・ペナルティ制度を導入。自動車取得時に、CO ₂ 排出量の大きい車に課金（ペナルティ）、排出量の少ない車に補助金を支給（ボーナス）。	2007年	ルクセンブルク	自動車税の税率をCO ₂ 排出量基準に変更。
	アイルランド	車両登録税の税率をCO ₂ 排出量基準と排気量基準を併用した課税に変更。		ポルトガル	自動車流通税を導入。税率を車種、重量、排気量、CO ₂ 排出量を基準に設定。
	スペイン	自動車登録税の税率をCO ₂ 排出量基準に変更。	2008年	オランダ	年間走行税の税率にCO ₂ 排出量要件を追加。
	フィンランド	自動車登録税の税率をCO ₂ 排出量基準に変更。		アイルランド	自動車税の税率を重量基準、排気量基準、CO ₂ 排出量基準を併用した課税に変更。
2009年 EUにおいて「CO ₂ 排出規則」(Regulation(EC)No443/2009 of the European Parliament and of the Council)が成立。					
2010年	ラトビア	自動車登録税の税率をCO ₂ 排出量基準に変更。	2009年	ドイツ	自動車税の税率をCO ₂ 排出量基準と排気量基準を併用した課税に変更。
2012年	オランダ	自動車登録税の税率をCO ₂ 排出量基準に変更。		フランス	自家用車保有税を導入。税率をCO ₂ 排出量を基準に設定。
			2011年	フィンランド	自動車税の税率をCO ₂ 排出量を基準に設定。

注 環境省ホームページ「国内外の環境関連税制の状況等について」より作成。

諸外国の車体課税改革に見られる特徴的な制度

○ 「First - Year - Rate」 制度（イギリス）

- ・ 1年目の自動車税の重軽課制度。
- ・ 2010年4月、環境性能の優れた自動車への買替え促進を図る目的で導入。
→エコカーへの買い替えは、イニシャルコストの多寡が重要なポイントとの考え
- ・ 新車新規登録初年度の自動車用と2年目以降の自動車用の2つの税率帯（前者をfirst year rateと称する）を導入。
→CO₂排出量の少ない自動車は初年度を軽課。一方、CO₂排出量の多い自動車は初年度を重課

○ 「Bonus - Malus」 制度（フランス）

- ・ 2008年1月、CO₂排出性能の優れた自動車への買い替えを促進することを目的に導入。
- ・ 自動車取得後初めての登録時に、CO₂排出量の多い自動車に自動車登録割増税（malus）を賦課、CO₂排出量の少ない自動車は、補助金（bonus）を支給。
- ・ 自動車登録税からは独立した制度であり、登録税額の重軽課を行う制度ではない。
- ・ CO₂排出性能の向上に対応するため、補助金支給要件の基準を段階的に引き上げ。
- ・ 60gCO₂/km以下の車に対して、1,000～6,300ユーロを補助（購入額の27%以内）、131gCO₂/km以上の車の取得に対して、150～8,000ユーロを課税。

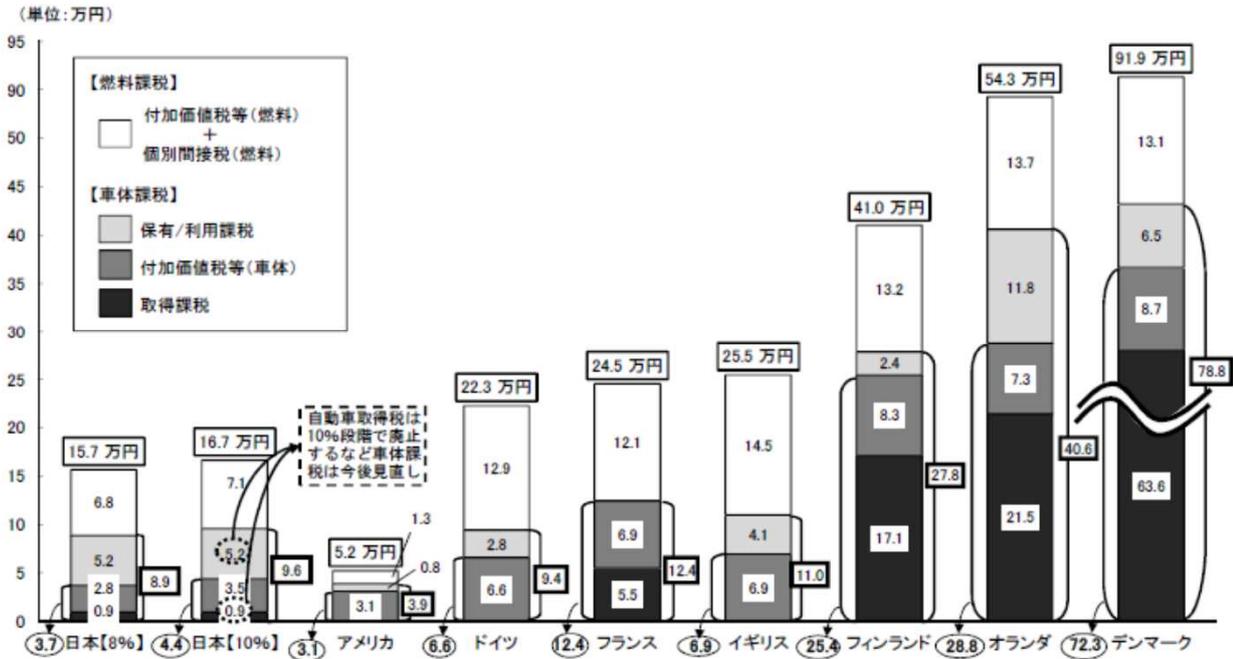
○ 「Bonus - Malus」 制度（デンマーク）

- ・ 2007年、よりCO₂排出量の少ない自動車の普及促進を図る観点から導入。
- ・ 燃費性能の優れた自動車に係る自動車登録税を軽課し、燃費性能の劣る自動車に係る自動車登録税を重課する仕組み。
- ・ ガソリン車
 - 燃費が¹16km/ℓ以上の乗用車 → 燃費1km/ℓ超過につき、4,000 DKK（デンマーク・クローネ）を軽課
 - 燃費が¹16km/ℓ未満の乗用車 → 燃費1km/ℓあたり、1,000 DKK（デンマーク・クローネ）を重課
- ・ ディーゼル車
 - 燃費が¹18km/ℓ以上の乗用車 → 燃費1km/ℓ超過につき、4,000 DKK（デンマーク・クローネ）を軽課
 - 燃費が¹18km/ℓ未満の乗用車 → 燃費1km/ℓあたり、1,000 DKK（デンマーク・クローネ）を重課

注 総務省「自動車関係税制に関する研究会（平成22年5月28日）」資料、環境省ホームページ「国内外の環境関連税制の状況等について」及び「グローバル化社会にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会報告書」（一般財団法人自治総合センター）より作成。

燃料課税と車体課税の国際比較（年間税負担額）

（2,000CCクラスの自家用車について税抜車体価格を同一とした場合の仮定試算）



- 注 1 「第16回 自動車関係税制のあり方に関する検討会」（平成27年10月7日）資料より抜粋。
- 2 税率は平成26年12月現在。
 車両重量約1.5t、年間ガソリン消費量1,000ℓ、車体価格（税抜本体価格）2,430,000円の自家用車を取得した場合の1年あたりの税負担額を算出。ただし、取得時に課税されるものについては、平均保有期間（7年）を勘案し、取得時の税額の7分の1を1年分の税負担として計算している。
 燃料価格（消費課税等の税込み）は、デンマーク10.68デンマーク・クローネ/ℓ、オランダ1.557ユーロ/ℓ、フィンランド1.449ユーロ/ℓ（European Commission Directorate General Energy and Transport、2014年12月第3週）、日本153.6円/ℓ、イギリス1.170ポンド/ℓ、フランス1.344ユーロ/ℓ、ドイツ1.378ユーロ/ℓ、アメリカ0.672ドル/ℓ（2014年12月時点IEA調べ）。
- 3 為替レート：1ドル=120円、1ポンド=187円、1ユーロ=147円、1デンマーク・クローネ=20円（2014年12月の為替レートの平均値、Bloomberg）。なお、端数は四捨五入している。
- 4 アメリカの小売上税及び自動車登録税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の税率、フランスの自動車登録税は、パリ地方の税率、オランダの年間走行税は、北ホランド州の税率によった。
- 5 日本については自動車取得税を取得課税として、自動車税及び自動車重量税を保有または利用課税として、それぞれ整理している。
- 6 上記の他に、保有または利用課税として、フランスにおいては社用自動車税（法人の所有する自動車に課税対象）及び車軸税（12t以上のトラック等が課税対象）、アメリカにおいては一般道路自動車利用税（約25t超のトレーラー等が課税対象）がある。
- 7 日本の個別間接税（燃料）については石油石炭税を含む。
 ガソリンに係る日本の石油石炭税の税率は、本則税率2.04円/ℓであるが、地球温暖化対策のための課税の特例により、平成24年10月1日から2.29円/ℓ、平成26年4月1日から2.54円/ℓ、平成28年4月1日以降は2.8円/ℓとなる。